

アムンディ・ターゲット・ジャパンDC

資産運用業協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ①「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式に実質的に投資します。
- ②企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度(バリュウ)に着目した銘柄選択を行い、更に株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

2.主要投資対象

親投資信託「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2026年3月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中に、純資産総額が50億円を下回ることとなった場合または信託契約を終了させることが投資者に有利であると認めるとき等には、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年2月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.078%(税抜0.98%)
内訳:委託会社年0.605%(税抜0.55%)、
販売会社年0.44%(税抜0.40%)、
受託会社年0.033%(税抜0.03%)

10.信託報酬以外のコスト

下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。
・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)
・投資信託財産に関する租税 等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額に0.3%を乗じて得た金額

16.収益分配

年1回の決算時(原則として2月20日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

アムンディ・ターゲット・ジャパンDC

資産運用業協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益証券の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

アムンディ・ジャパン株式会社(信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

2. 信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

3. 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。